

感染症予防及び発生時の対応マニュアル

一般社団法人:フォーリーフクローバー

事業所名：放課後等デイサービス フォーリーフ

1. はじめに

集団生活をおくる学校や放課後デイサービスでは、感染症に罹患する可能性が高い。

そのための対策として、感染症の発生を予防し、また感染症が発生した場合でも早期発見し、拡大を防ぐことを目的にマニュアルを定める。

2. 感染

(1) 感染症とは

ウィルスや細菌などの感染源が体内に侵入して増殖し、発熱・下痢・咳などが出る病気を指す。人から人へ感染するもののほか、動物や昆虫、傷口から感染するものも含まれている。

(2) 感染の成立と予防策

感染源・感染経路・抵抗力の低下の3つの要素が揃った時、感染が成立する。

また、体内に侵入する感染源の量が多いほど、抵抗力が弱いほど、感染しやすくなる。

このため、感染源、感染経路、抵抗力の低下の3つの要素を取り除き、感染防止を図る事が有効。

○感染を持ち込まない

○拡げない

○持ち出さない

ことが最も効果的。

①感染症の原因となる微生物

(最近、ウィルスなど)を含んでいるもの(排泄物、血液、体液、分泌物など)

ウィルス 大きさ 20～970nm (1mm の 100 万分の 1)
インフルエンザウィルス・ノロウィルス・C 型肝炎ウィルスなど

細菌 1～5um (1mm の 100 分の 1)
腸管出血性大腸菌・コレラ菌・レジオネラ・黄色ブドウ球菌など

②感染経路

感染経路	感染方法	代表的疾患
空気感染 (飛沫核感染)	感染している人が咳やくしゃみ、会話をした際に、口から飛び出した病原体がエアゾル化し感染性を保ったまま空気の流れによって拡散し、同じ空間にいる人も飛沫核を吸い込んで感染する。	結核、麻疹、水疱瘡など
飛沫感染	感染している人が咳やくしゃみ、会話をした際に、口から飛ぶ病原体が含まれた小さな水滴を近くにいる人が吸い込むことで感染する。飛沫は 1-2m 飛び散るので、2 m 以上離れていれば感染の可能性は低くなる。 飛沫は通常 1m 以内で床に落下。	かぜ、インフルエンザ、レジオネラなど
接触感染	感染している人に触れることで伝播がおこる直接接触感染（握手、だっこなど）と、汚染された物を介して伝播がおこる間接触感染（ドアノブ、手すり、遊具など）がある。病原体の付着した手で口、鼻、目を触ること、病原体の付着した遊具等を舐めること等によって、病原体が体内に侵入する。	MRSA、疥癬など
経口感染	病原体を含んだ食物や水分を摂取することで感染する。また、便中に排泄される病原体が、便器やドアノブに付着していて、その場所を触った手からも経口感染する。	腸管出血性大腸菌（O157 など） ノロウイルス、A 型肝炎、赤痢、コレラ、食中毒など
血液・体液感染	血液内の感染源が注射や傷口への接触などにより、体内に入ることによって感染。 怪我をしたり皮膚に傷があることで、血液や体液を介した感染が起こりうる。	B 型肝炎、C 型肝炎、エイズなど
節足性動物感染	病原体を保有する昆虫やダニがヒトを吸血する時に感染する。	昆虫、ダニ、

③職員の衛生管理

動きやすい服装、清潔な服装、汚れたら着替えるよう準備しておく。

- 1) 爪は短く切る。
- 2) アクセサリー等の除去（ネックレスやイヤリングなど）を行う。
- 3) 体調不良時や感染の恐れがある場合は、必ず上司及び管理者に報告。出勤は控える。
- 4) 日常から健康管理を心がける。

3. 予防

①手洗い・うがい

正しい手洗いを励行する。ペーパータオルを常設する。建物入口にはアルコール消毒を常設し、事業所に到着後、手指消毒・うがいを行う様に指導を行う。

②咳・くしゃみの対応

咳等の症状がある場合にはマスクを着用することが望ましい。マスク着用していない場合はハンカチ、袖や上着の内側出口や鼻を覆い、飛散することを防ぐ。鼻をかんだ時、唾液が手についた時などは流水下で石鹸を用いて洗う。

③嘔吐物

マスク、手袋を着用し、次亜塩素酸ナトリウムを使い丁寧・慎重に処理する。

④便の取り扱い

トイレ介助時の排便処理の際は、使い捨て手袋を着用する。その後、石鹸を用いて流水でしっかりと手洗いする。

⑤血液・体液の取り扱い

血液、体液については慎重に取り扱う。例えば、皮膚に傷や病変がある場合は絆創膏などで覆うなどの防護を行う。鼻出血や外傷に触れる場合は、使い捨て手袋を着用し、終了後は手洗いを行う。唾液が付着した玩具などは洗浄、乾燥を行う。

⑥清掃

複数の人が頻繁に触れるドアノブ、テーブル、床及び玩具は消毒液等を使用し清掃を行う。送迎車も除菌シートや除菌スプレーでの除菌清掃を行う。屋外では、蚊の産卵を減らすために、水たまり等をつくらないようにする。

⑦部屋の換気

空気感染対策のため、1時間に1回程度の換気を行い、空気清浄機や湿度を保つための加湿器を適宜使用する。空気清浄機や加湿器は常に清潔に保つ。

⑧調理

活動・プログラムで調理を行う場合は、手指消毒を行い手袋を着用する。食材の管理や調理器具の洗浄などに十分注意を払う。

⑨のどの乾燥

こまめな水分補給、のど飴やガムの摂取、うがいを適宜行う。

4. 感染症の対応

令和5年5月に改正された学校保健安全法施行規則を基本とし、当事業所での感染症予防、感染拡大防止策の策定を行う。

① 学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

学校における感染症の種類について：学校保健安全法施行規則第18条

学校における出席停止の期間の基準：学校保健安全法施行規則第19条 参照

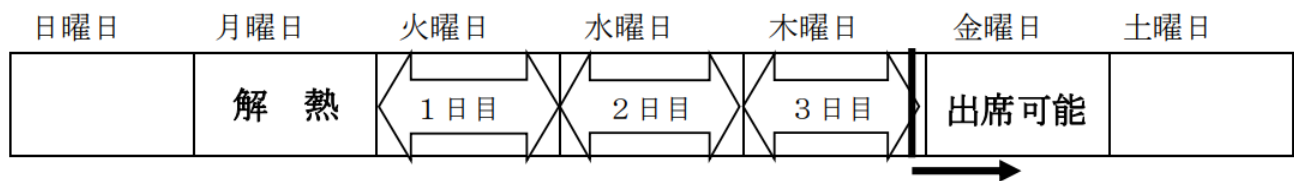
② 出席停止期間の算定について

出席停止期間の算定では、解熱等の現象がみられた日は期間には算定せず、その翌日を1日目とする。「解熱した後3日を経過するまで」の場合、

例えば、解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日は期間には算定せず

火曜日（1日目）、水曜日（2日目）及び木曜日（3日目）の3日間を休み、金曜日から（出席可能）ということになる（図1）。

図1 「出席停止期間：解熱した後3日を経過するまで」の考え方



また、インフルエンザにおいて「発症した後5日」という時の「発症」とは、一般的には「発熱」のことを指す。日数の数え方は上記と同様に、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、その翌日から1日目と数える（図2）。

「発熱」がないにも関わらずインフルエンザと診断された場合は、インフルエンザにみられるような何らかの症状がみられた日を「発症」した日と考えて判断する。

なお、インフルエンザの出席停止期間の基準は、「“発症した後5日を経過”し、かつ“解熱した後2日を経過”するまで」であるため、この両方の条件を満たす必要がある。

図2 「インフルエンザに関する出席停止期間」の考え方



<症状軽快とは>

解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状（咳や息苦しさ等）が改善傾向にある状態を指す。

5. 感染症発生時の対応

- 1) 感染症の発生の連絡が家族等から来たら
 - ➡発病もしくは潜伏期間と思われる時期の確認
 - ➡接触した可能性がある利用者、職員の特定
 - ➡感染の可能性のある人へ速やかに連絡し、感染の拡大を防ぐための対応を行う
 - ➡職員間で情報を共有し、消毒範囲の拡大、手洗い・うがいの徹底など
- 2) 学校や他のサービス提供事業所からも感染症発生状況の情報を得て、自事業所での感染拡大を防ぐ対応を行う。
- 3) 集団発生が疑われるなど必要な場合は保健所等へ連絡し助言を受ける。